事前届出対象でない投資に対する報告徴収等に関するガイドライン（案）

令和８年〇月
財務省

はじめに

〇　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号。以下「改正法」という。）による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第 29 条の２は、事前届出の対象となっていない対内直接投資等及び特定取得（以下「事前届出対象でない投資」という。）のうち、将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい対内直接投資等又は特定取得（以下「国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得」という。）に該当することとなるおそれが大きいものとして政令で定めるものについて、特に必要があると認めるときは、外国投資家に対して報告徴収等ができる旨を規定している（以下「事前届出対象でない投資に対する報告徴収等」という。）。

〇　本ガイドラインは、事前届出対象でない投資に対する報告徴収等について、外国投資家の予見可能性を高め、また、制度の透明性を確保する観点から、その趣旨・目的及び本制度による対応が想定される国の安全に係るリスクの考え方を整理して示すものである。なお、本ガイドラインは、法令の解釈を新たに定めるものではなく、また、「２　本制度による対応が想定される国の安全に係るリスクの考え方」において記載する類型はあくまで例示であることに留意されたい。

１　事前届出対象でない投資に対する報告徴収等の趣旨・目的

〇　法では、対外取引が自由に行われることを基本としつつ、外国投資家が行う対内直接投資等又は特定取得のうち、国の安全等の観点から指定された業種又は技術若しくは情報に係るもの等については、事前に届け出なければならないこととしている（法第 27 条第１項、第 28 条第１項）。他方、事前届出対象でない投資については、株式・議決権の取得についてその取得後の保有比率が 10%以上となる場合等にその実行の日から 45 日以内の報告を義務付けているのみであり（法第 55 条の５）、改正法による改正前の法においては勧告・命令等の措置は定められていなかった。

〇　近年、安全保障等の環境が急激に変化している中、事前届出対象でない投資であっても、国際情勢の変化その他の事由により、投資に伴う国の安全に係るリスクが顕在化する可能性は否定できない。事前届出対象でない投資に伴って生じうる国の安全に係るリスクについてあらかじめ網羅的に示すことは困難であるが、例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、国民生活及び社会経済活動の維持や我が国経済の自律性の確保の観点から医療用マスク・ガウン等の安定供給確保の重要性が高まり、ひいてはその安全保障上の重要性も大きく変化した事例や、汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりにより、従来のようにデュアルユースとそうではないものとを単純に二分することが困難になっていること等に鑑みれば、事前届出対象でない投資についても国の安全に係るリスクに対応する措置を講ずる必要性がある。

〇　このため、改正後の法では、事前届出対象でない投資について、国際情勢の変化その他の事由によ

り、国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得に該当するかどうか確認する必要が生じた場合に、外国投資家に対して報告を求めることができること、その上で、当該投資が国の安全に係る対内直接投資等又は特定取得に該当すると認められる場合には、関税・外国為替等審議会の意見を聴いた上で株式処分を含む必要な措置を勧告・命令することができることとしている。

○　ただし、報告徴収等の対象となりうる対内直接投資等及び特定取得については、投資実行後の確立した財産の保護及び外国投資家の予見可能性・法的安定性の確保の観点から、その範囲を真に必要な場合に限定する必要がある。このため、法では、報告徴収について、投資実行後５年間が経過する日までに限って行うことができることとされている。また、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第二百九十六号）による改正後の対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号。以下「令」という。）においては、

・　報告徴収の対象となる外国投資家が類型的に特にリスクの高い外国投資家（事前届出免除制度を利用することができない外国投資家）に該当する場合であって、
・　外国投資家が報告徴収の対象となる対内直接投資等・特定取得に係る会社の株式・議決権等を10%以上保有する[1]場合等

に限定されている（令第４条の８第２項）。

２　本制度による対応が想定される国の安全に係るリスクの考え方

上記のとおり、事前届出対象でない投資のうち、報告徴収等の対象となり得るものは法令上限定されている。そして、報告徴収の対象となるのは、「国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいか」を確認するために特に必要と認められる場合である。事前届出対象でない投資について、どのような場合に「国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい」ものと認められるかについては、国際情勢の変化その他の事由を踏まえて総合的に判断する必要があることから、対象となり得る事例等をあらかじめ網羅的かつ具体的に示すことは困難であるが、制度の趣旨を踏まえれば、

①　投資実行時において事前届出対象でなかった業種・技術等について、国際情勢の変化その他の事由により、国の安全の観点からその重要性が増す中で、
②　個別の投資事案について、投資に伴う国の安全に係るリスクが生じている又は生じる蓋然性が高まる

といった状況が想定される。

①　事前届出対象でない業種・技術等について、国際情勢の変化その他の事由により、国の安全の観点からその重要性が増している状況とは、例えば、

✓　安全保障環境の変化等により、特定の業種・技術等の安全保障上の重要性が増している場合
✓　技術を取り巻く環境の変化等により、軍事転用の可能性が低いと考えられていた汎用品・汎用技術について、軍事転用の可能性が高まっている場合
✓　産業構造の変化等により、特定の業種・技術等について、我が国の安全保障の確保や経済安全保

[1] 密接関係者（令第２条第 28 項各号に掲げるもの）の保有分を含む。

障上の優位性・不可欠性の確保の観点からその重要性が増している場合

✓ 感染症拡大等の社会状況の変化により、国民生活及び社会経済活動の維持や我が国経済の自律性の確保の観点から特定の機器・製品等の安定供給確保の重要性が高まり、ひいてはその安全保障上の重要性も増している場合

等が考えられる。

② 個別の投資事案について、投資に伴う国の安全に係るリスクが生じている又は生じる蓋然性が高まっている状況とは、例えば、

✓ 外国投資家が、特定の業種・技術等の軍事転用を企図して投資を行っている疑いがあり、我が国の安全保障に影響を及ぼすおそれが大きいと認められる場合

✓ 外国投資家が、株主として、海外移転・事業廃止の提案を企図しており、国の安全に係る産業基盤・技術基盤の維持に影響を及ぼすおそれが大きいと認められる場合

✓ 外国投資家が、株主として、国の安全の観点から重要な物資等の国内での安定供給を阻害するような行為を企図している場合

等が考えられる。